

令和3年度

港湾空港関係業務の申請様式に関する留意点

《 建設コンサルタント業務等 》

令和3年3月

四国地方整備局 港湾空港関係

# 申請様式に関する留意点について(休業に伴う期間の考え方)

※R2年度と変更なし

| ケース及び対応方法                                                                                                                                                      | 実績対象期間の初日 |                                                                                                                             | 実績対象期間の最終日 |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--|
|                                                                                                                                                                | 延長期間      | 実績及び表彰を求める期間                                                                                                                |            |  |
| (注)表中の休業とは、育児休業及び産前産後休業を示す。<br><b>単年度内に連続6週間以上の休業を取得した場合。</b><br>①単年度内の休業期間が連続6週間以上の場合、実績期間を延長。(単年度内の休業期間が連続6週間未満は延長しない)<br>②「①」を満たす年度が複数ある場合、満たす年度の数で実績期間を延長。 | 1年<br>2年  | (単年度) (単年度) (単年度) (単年度) (単年度)<br>(単年度内の休業期間が連続6週間以上) → 1年延長<br>(連続6週間以上)<br>(連続6週間以上) (連続6週間以上) (連続6週間未満)                   |            |  |
| <b>単年度内に6週間未満の休業を複数回取得した場合。</b><br>①単年度内の合計休業期間が6週間以上であれば、実績期間を1年延長。(単年度内の合計休業期間が6週間未満は延長しない)<br>②「①」を満たす年度が複数ある場合、満たす年度の数で実績期間を延長。                            | 1年        | (単年度内合計休業期間=6週間以上)<br>(単年度内合計休業期間=6週間未満)                                                                                    |            |  |
| <b>連続した休業が1年を超える場合。</b><br>①単年度内休業期間が連続6週間以上となる年度の数で、実績期間を延長。(単年度内休業が6週間未満は延長しない)                                                                              | 2年<br>2年  | (単年度内の休業期間が6週間以上) → 1年延長<br>(連続1年) → 1年延長<br>(連続6週間未満) → 延長しない (連続6週間以上) → 1年延長<br>(連続1年超) (6週間以上) → 1年延長<br>(6週間以上) → 1年延長 |            |  |
| <b>年度をまたぐ連続1年以下の休業で、またぐ年度に年度をまたがない別の休業が混在しない場合。</b><br>①年度をまたぐ休業期間が連続6週間以上1年以下であれば、またぎ方に関わらず年度をまたぐ回数で実績期間を延長。(年度をまたぐ休業期間が連続6週間未満は延長しない)                        | 1年        | (連続6週間以上1年以下) (連続6週間未満)<br>→ 1年延長 → 延長しない                                                                                   |            |  |
| <b>年度をまたぐ連続1年以下の休業で、またぐ年度に年度をまたがない別の休業が混在する場合。</b><br>①単年度内の合計休業期間が6週間以上となる年度の数で、実績期間を延長。(単年度内の合計休業期間が6週間未満は延長しない)                                             | 2年        | (単年度内の合計休業期間が6週間以上) → 1年延長<br>(1)+(2)=(6週間以上) → 1年延長<br>(6週間以上) → 1年延長                                                      |            |  |
| <b>実績対象期間の初日又は最終日をまたぐ休業で、実績対象期間内の休業期間が連続1年以下の場合。</b><br>①初日又は最終日をまたぐ休業期間で、実績対象期間内の休業期間が連続6週間以上1年以下であれば、実績期間を1年延長。(実績対象期間内の休業期間が連続6週間未満は延長しない)                  | 1年        | (実績対象期間内=連続6週間未満) → 延長しない<br>(実績対象期間内=連続6週間以上1年以下) → 1年延長                                                                   |            |  |
| <b>実績対象期間の初日又は最終日をまたぐ休業で、実績対象期間内の休業期間が連続1年超の場合。</b><br>①初日又は最終日をまたぐ休業期間が、実績対象期間内で連続1年超であれば、実績対象期間内の単年度内の合計休業期間が6週間以上となる年度の数で実績期間を延長。                           | 2年<br>1年  | (実績対象期間内連続1年超) (連続6週間以上) → 1年延長<br>(実績対象期間内連続1年超) (連続6週間未満) → 延長しない                                                         |            |  |

## 産前産後休業及び育児休業に伴う技術者の実績及び表彰対象期間の考え方

### 工事・業務(共通)

- 対象となる休業**
- ・産前産後休業  
労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定による休業
  - ・育児休業  
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する休業

### 延長対象項目

- ・技術者の施工経験を求める期間(工事)
- ・技術者の業務実績を求める期間(業務)
- ・技術者の表彰対象期間(工事・業務)

### 休業取得状況に応じた延長期間

・左に示すケース及び対応方法と延長イメージを参考に取得状況に応じた延長期間を確認してください。

### 実績期間を延長する場合

- ・産前産後休業及び育児休業を取得したことを証明する資料(様式:休業期間の証明について)を提出してください。

# 入札説明書の配布様式の見直し

- 入札説明書に記載している、競争参加資格要件や同種実績などの参加申請や技術提案書提出に関する主要事項を、入札説明書本体ではなく、別表にとりまとめた形で、入札説明書として配布する。

※R3.4～見直し

## 【入札説明書に添付する別表】

- 入札説明書の主要事項:「入札説明書別表」、申請に関する各種期限や日程:「日程一覧表」、入札説明書内の評価表など:「(各種別表)」など

- 令和3年4月以降の公示案件より、本見直しを適用して、入札説明書を配布。

※当面は簡易公募型総合評価落札方式(簡易型)、簡易公募型プロポーザル方式において見直しを適用。準備ができたものから順次見直し。

## 一 配布イメージ

### ① 「入札説明書 (本体)」

入札説明書 (総合評価落札方式 (簡易型))

【別表-1. 発注者】の【別表-2. 業務名称】に係る手続開始の公示(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

本業務は、技術提案等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決算」という。)第85条の基準に基づく価格又は予決算第85条の基準に準じて予定価格が100万円を超え1,000万円以下の業務に定めた価格(以下「品質確保基準価格」という。)を設定する総合評価落札方式においては、技術提案等の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案等の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

- 手続開始の公示日 **【日程表-①. 公示日】**
- 契約担当官等 **【別表-3. 契約担当官等】**
- 業務の概要
  - 業務名 **【別表-2. 業務名称】** (電子入札対象案件)  
(電子契約対象案件)
  - 業務目的 **【別表-4. 業務目的】**
  - 業務内容 **【別表-5. 業務内容】**  
主な業務内容は以下のとおりである。
  - 履行期間 **【別表-6. 履行期間】**  
履行期間は以下のとおり予定している。
  - 電子入札システム対象業務  
本業務は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、当初より電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限

### + (添付) ② 「別表」

| 項目 | 内容                                                                                                      |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 発注者 四国地方整備局 港湾空港部                                                                                       |
| 2  | 業務名称 ○○土質調査                                                                                             |
| 3  | 契約担当官等 支出負担行為担当官 四国地方整備局 次長 池田 直太 〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎                                |
| 4  | 業務目的 本調査は、徳島飛行場滑走路端安全区域の設計に必要な資料を得るためにボーリング及び原位置試験を行い、併せて土質試験を行うものである。                                  |
| 5  | 業務内容<br>ボーリング工 1式<br>原位置試験及び試料採取 1式<br>土質試験 1式<br>解析等調査 1式<br>解析等調査成果 1式<br>探査工 1式<br>安全管理 1式<br>成果物 1式 |
| 6  | 履行期間 契約締結日から令和3年8月31日(火)まで                                                                              |
| 7  | 受付窓口 四国地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係 〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎 TEL:087-811-8304 FAX:087-811-8406   |
| 8  | 競争参加資格 四国地方整備局(港湾空港関係)における令和3・4年度「測量・調査」業務に係る一般競争(指名競争)参加資格のA等級の決定を受けていること。                             |
| 9  | (表明者) 同種実績 以下の①②を実施した業務の実績 (①②は別件業務可)<br>①海上ボーリングを行った業務<br>②土質調査において乱れの少ない試料の採取を実施した業務                  |
| 10 | (表明者) 類似実績 以下の業務を実施した実績<br>・海上ボーリングを行った業務                                                               |
| 11 | 業務区分 測量・調査                                                                                              |

| 項目 | 内容                                                                                    |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------|
| ①  | 公示日 令和3年1月14日(木)                                                                      |
| ②  | 参加表明書の提出期間 令和3年1月14日(木)から令和3年1月27日(水) 9時00分から16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く)                |
| ③  | 指名通知日 令和3年2月3日(水)                                                                     |
| ④  | 見積参考資料の開示期間 指名通知を受けた日から、入札開始日の前日9時00分から16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く)                      |
| ⑤  | 非指名理由の説明要求期限 通知をした日の翌日から起算して5日(土曜日、日曜日及び祝日を含まない。)以内                                   |
| ⑥  | 技術提案書の提出期間 指名通知を受けた日から令和3年2月18日(木) 9時00分から16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く)                   |
| ⑦  | 入札説明書及び見積参考資料に対する質問提出期間 令和3年1月15日(金)から令和3年3月1日(月) 9時00分から16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く)    |
| ⑧  | 入札説明書及び見積参考資料に対する質問への回答期限 令和3年3月4日(木)まで                                               |
| ⑨  | 入札説明書及び見積参考資料に対する質問への回答閲覧期間 令和3年3月5日(金)から令和3年3月8日(月) 9時00分から16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く) |
| ⑩  | 実施方針ヒアリング予定日 別途連絡                                                                     |
| ⑪  | 入札書の提出期間 令和3年3月8日(月) 9時00分から令和3年3月9日(火) 13時30分                                        |